

「新しい生活様式」に対応した 営業を行っていくにあたって

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応した営業を行っていくにあたって、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインをご覧いただき、感染防止対策の徹底を図るよう、よろしくお願いいたします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの一覧は下記の URL もしくは QR コードからご確認ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)



(例) 食堂、レストラン、喫茶店等の場合 (一般社団法人 日本フードサービス協会)
→ 「外食業の事業継続のためのガイドライン」
・お客様の安全 ・従業員の安全衛生管理 ・店舗の衛生管理 など

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

中小・小規模事業者等の皆様	給付	売上が半分以下※ で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	実施中 中小法人等 最大200万円 フリーランス含む個人事業者 最大100万円 主たる収入を推所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30-19:00) 6月8日から全国1649の商工会及び46の商工会議所で申請サポート実施 申請サポート会場も順次開設
		家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	実施中 一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大600万円※1 個人事業者等 最大300万円※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6カ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6カ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (毎日8:30~19:00) 7/15~申請サポート会場も順次開設
助成	雇用を維持できない	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中 雇用を維持する中小企業は 一律10割助成 日額上限3,330円→15,000円に引上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) 8月25日からオンライン申請開始
		事業再開に向けた投資をしたい	持続化補助金	実施中 小規模事業者に最大100万円を補助 (最大50万円までを最大2/3補助、 事業再開枠最大50万円を定額補助)	お近くの商工会 または商工会議所まで
貸付	売上減で資金繰りが厳しい	売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	実施中 3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工会中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
		売上減で税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	実施中 売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ 延滞税なしで猶予	国税 一国税局猶予相談センターまで 地方税 一各地方団体の窓口まで 社会保険料 一管轄の年金事務所、各都道府県労働局
猶予・減免	売上減で固定資産税が払えない	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	実施中 売上が一定程度減少の場合、 来年度は2分の1又はゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30~17:00)